

事 務 連 絡
令 和 7 年 9 月 3 日

保育所等訪問支援事業所
障害児相談支援事業所
管理者各位

長崎市障害福祉課長
(公 印 省 略)

保育所等訪問支援の支給決定に係る提出書類の変更について（通知）

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、本市においては、保育所等訪問支援のご利用が急増しております。

保育所等訪問支援は、普段所属する保育所等において、発達の支援が必要な児童に障害児支援に係る知識・経験・技術を有する訪問支援員が直接・間接支援を行うことにより、訪問先施設を支援していく非常に重要なサービスです。

しかしながら、支援の目的が曖昧である場合や、訪問先施設・保護者の理解が得られないままの支援の提供、支援の質などについて、非常に多くのご意見をいただいております。

このような現状を受け、当該児童の本サービス利用の必要性等の判断のため、令和7年10月より提出書類を以下のとおり変更しますので、ご協力をお願いいたします。

また、支援の質の確保に努めるよう、引き続き職員の研修等にもご尽力ください。

【保育所等訪問支援の支給決定に係る提出書類】

（新規申請）

* 児童発達支援または放課後等デイサービスと一緒に保育所等訪問支援を申請する場合

* 保育所等訪問支援のみ申請する場合

現行	令和7年10月1日以降
①障害児通所給付費支給申請書 (第6号様式の2)	①障害児通所給付費支給申請書 (第6号様式の2)
②障害児支援利用計画案またはセルフプラン	②障害児支援利用計画案またはセルフプラン ③ 保育所等訪問支援 チェックシート (保護者が記載し、保護者の署名が必要)

(変更申請)

* 既に児童発達支援または放課後等デイサービスを利用している児童が、保育所等訪問支援を追加申請する場合

* 保育所等訪問支援の支給量を変更する場合

現行	令和7年10月1日以降
①障害児通所給付費支給申請書 (第6号様式の2 ※支給量変更の際は、第6号様式の5)	①障害児通所給付費支給申請書 (第6号様式の2 ※支給量変更の際は、第6号様式の5)
②障害児支援利用計画案またはセルフプラン	②障害児支援利用計画案またはセルフプラン ③ 保育所等訪問支援 チェックシート (保護者が記載し、保護者の署名が必要) ※支給量変更の際は不要

(更新申請)

* 継続して保育所等訪問支援を申請する場合

現行	令和7年10月1日以降
①障害児通所給付費支給申請書 (第6号様式の2)	①障害児通所給付費支給申請書 (第6号様式の2)
②障害児支援利用計画案またはセルフプラン	②障害児支援利用計画案またはセルフプラン ③ 保育所等訪問支援の支給決定更新に係る事業者意見書 (訪問先施設の担当者名の記載、保護者の署名が必要) ④ 保育所等訪問支援計画 ⑤ 保育所等訪問支援計画に基づく訪問に係る支援記録 (直近1ヶ月分) ⑥ サービス担当者会議録 (開催時のみ)

【施行日】 令和7年10月1日

【備考】

* 所定の書類を全て受理した後に支給決定の判断をします。書類が不足している際は、不足分の書類を追って提出していただく必要がありますが、決定を遡ることはできませんので、注意してください。支給決定前の利用は給付の対象外(全額利用者の自己負担)となります。

問合せ先
長崎市福祉部障害福祉課支援係
Tel : 095-829-1141 (直通)